

新規テーマの提案 < 会計基準レベル >

◆ 提案者：利用者（基準諮問会議委員）

（テーマ）

無形資産の包括的な会計基準について

（提案理由）

現在の日本の会計基準においては、包括的な無形資産の会計基準が存在していない。そのため例えば企業結合時の無形資産の識別可能資産の認識については、原則として「分離して譲渡可能」という制約があり、識別できる無形資産のすべてが計上可能かどうか不透明である。結果的には識別可能資産が過少になり、買収価額との差額である「のれん」が多額に発生してしまう可能性がある。

（具体的内容）

無形資産の包括的な会計基準を作成し、企業結合時も含めた識別可能資産の範囲及び条件についての定義を明確化する。

（事務局対応案）

ご提案されている包括的な無形資産の会計基準については、現在、ASBJで審議中のテーマである。よって、頂いたご意見は、基準諮問会議委員からASBJへの、審議中のテーマに関するアドバイスとして取り扱ってはどうか。

◆ 提案者：作成者（実務対応専門委員会専門委員）

（テーマ） 無形資産
（提案理由） 大型の M&A 案件が増えてきており、当該案件の中には無形の資産価値に着目して買収を行っているケースもある。デューデリジェンスの際には、無形の資産価値から生ずるキャッシュフローを織り込んで買収価格を決定するケースもあるので、これに関する会計処理の拠り所となる会計基準が必要と考える。 無形資産の中には非償却性の資産や 20 年を超える耐用年数の資産もある。既存の日本基準だと、一律のれんとして扱い 20 年以内の償却を求めているが、このような会計処理だと、作成者にとっては適正な財務諸表の妨げになる恐れがあること、利用者にとってもミスリーディングな情報になることもありうるので、無形資産の会計基準の開発を提案する。 なお、無形資産の会計基準があれば、のれんの償却/非償却の問題も緩和されると思う。
（具体的内容） 個々の無形資産についての指針ではなく、認識・測定に係る包括的な会計基準の設定を意図している。耐用年数を確定できる/できない無形資産の区分（規則償却/減損処理の区分）、償却方法、償却期間、減損処理など、無形資産まわりの一連の処理に係る基準レベルのものが必要と考える。

（事務局対応案）

利用者（基準諮問会議委員）のご提案と同様。

◆ 提案者：監査人（実務対応専門委員会専門委員）

(テーマ)
比較情報の取扱いに関する会計基準の設定
(提案理由)
<ul style="list-style-type: none"> ・現状においては、『財務諸表等規則』等において比較情報の取扱いが規定されているのみであり、日本公認会計士協会から日本公認会計士協会の会員の業務の参考に資することを目的として『比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）』（以下「研究報告」という。）が公表されているものの、会計基準として定めがない状況にある。 ・研究報告においては、整理すべき新たな実務上の論点が今後生じてきた場合には、当該研究報告に論点を追加していくことが予定されているが、今後は会計基準として検討すべきである。
(具体的内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な会計基準（例． I A S 1 . 3 8 ~ 4 4 ）と同様に、比較情報の取扱いに係る一般的な定めを会計基準として定めていただきたい。 ・研究報告で取り上げられている論点に加えて、逆取得の場合における連結財務諸表の比較情報の取扱いのように国際的な会計基準（例． I F R S 3 . B 2 1、 B 2 2 ）に別段の定めがあるものについても取り上げていただきたい。

(事務局対応案)

- (1) 広範な影響があるか。
全ての上場企業に関連する。
- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
監査人（実務対応委員会専門委員）からの提案である。
- (3) 企業会計基準委員会が取扱うべき内容か（他の規制当局等が取扱うことが適切であるものではないか。）
前期以前の財務諸表を開示するか否か、開示する場合、どのように開示を行うかについては、我が国においては、開示制度ごとに金融庁（連結財務諸表規則）、法務省（計算規則）により定められている。また、金商法開示に関連して、公認会計士協会より『比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）』が公表されている。
提案者のご意見では、金商法開示における比較情報の取扱いについて、ASBJの会計基準で整理を行うべきとのことであるが、上記の現状の取扱い（金融庁の規定、公認会計士協会の研究報告）を変更すべきか否かについてご意見をお伺いしたい。その上で、事務局で整理をし、次回の基準諮問会議で検討することとしたいがどうか。
- (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
(3)に対するコメントを参照。
- (5) 適時に会計基準の開発が可能か。
(3)に対するコメントを参照。

◆ 提案者：監査人（実務対応専門委員会専門委員）

（テーマ）
金融商品の消滅の認識のアプローチの再検討
（提案理由） 金融商品会計基準では、財務構成要素アプローチにより金融商品の消滅の認識を行っている（57項）が、IAS / IFRS、USGAAPとも現在ではそのようなアプローチを採用していない。 特に債権流動化により優先劣後に分けて優先部分を譲渡し消滅認識するようなアプローチはグローバルな会計基準と大きな差異になっていると考えられる。劣後部分をオリジネーターが保有するような流動化では、優先部分の譲渡益について、劣後の償却として損失を繰延処理する会計処理が一般的であり、期間損益を歪める結果となっている。
（具体的内容） 金融商品の消滅認識方法を見直し、USGAAP 又は IFRS / IAS と同等の基準とする。

（事務局対応案）

- (1) 広範な影響があるか。
金融商品の譲渡に関係するため、金融機関を始め、多くの上場企業に関連する。
- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。
監査人（実務対応委員会専門委員）からの提案である。
- (3) 企業会計基準委員会が取扱うべき内容か（他の規制当局等が取扱うことが適切であるものではないか。）
内容としては、ASBJ で取扱うべきものである。
- (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。
ASBJ では、金融商品の認識の中止について、コンバージェンス・プロジェクトで扱ってきている。当初は、IASB が開発中の基準とのコンバージェンスを検討していたが、IASB が当該プロジェクトを中止した。その後、金融商品の認識の中止については、連結範囲と関係するため、ASBJ の特別目的会社専門委員会で対応を検討していたが結論は出ていない。（参考資料 2）
提案者の問題意識は、現状の日本基準の取扱いによると、国際的な基準よりも、認識の中止が許容される範囲が広がっていることにあると考えられる。現状の取扱いを変更した場合、金融機関、一般事業会社ともに影響が生じると考えられ、また、国際的な会計基準における認識の中止や連結範囲の会計基準との関係も整理する必要があるため、新規テーマとするか否かについては、慎重な検討が必要になると考えられる。事務局で整理の上、次回の基準諮問会議で検討することとしたいがどうか。
- (5) 適時に会計基準の開発が可能か。
(4)に対するコメントを参照。

以上